

◆臨時福祉給付金◆

(障害・遺族基礎年金受給者向け給付金)

忘れずに申請を！

給付金支給対象と思われる方には、9月に「課税状況調査同意書（はがき）」を送付しております。

同意書を提出していただかないと給付金の支給該当者であるか調査が出来ないことから、未提出の方は、忘れずに12月27日（火）までに申請をお願いいたします。

《申請・お問い合わせは》

としべつ内保健福祉課総務グループ・受付窓口（臨時福祉給付金担当）

電話番号：0137-82-2780

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（平日のみ）



町内でインフルエンザA型流行中！ 感染対策の徹底をお願いします！

12月現在、町内でインフルエンザA型の流行が確認されています。

11月1日～12月12日罹患者計37名 ※データソース YIC ネットより

① 予防法はこまめに正しい手洗い！

石鹸（液体石鹸がおすすめ）・流水で30秒以上かけてしっかり洗いましょう。アルコール手指消毒も有効です。

② 咳エチケットを心がけましょう！

マスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう。

せき・くしゃみの際には、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。

③ インフルエンザ予防接種をおすすめします！

ワクチン接種は発症や重症化予防に有効です。

町内では10月より予防接種が始まっています。

◆インフルエンザについて◆

① インフルエンザウイルスの潜伏期間は1～3日。

② 症状は、急な発熱（38℃以上）、悪寒、頭痛、筋肉痛、咽頭痛等。

③ インフルエンザの検査は発症後24時間は検出感度が低いことから、陽性でも陰性の反応がでる場合があります。

④ 主な感染経路は、飛沫感染（咳・くしゃみが原因）ウイルスの付着した手指からも感染します。

⑤ 症状があれば速やかに受診しましょう。

※登校・登園・出席停止の目安

発症した日の翌日から5日間を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで